

喬木村商工業人材育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、喬木村商工業振興条例施行規則（平成26年規則第16号）第2条第9号に規定する事業により、喬木村商工業人材育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、喬木村補助金等交付規則（昭和45年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に定める要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 村内に事業所を有する法人又は個人（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第40号に規定する青色申告書を提出する者に限る。）とする。
- (2) 村税等の滞納がないこと。

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する人材育成を目的とした研修会等とする。

- (1) 国、県、大学又はこれに準じる機関が行う研修会等
- (2) 企業グループ等が実施する研修会等で村商工業振興に有益と認められるもの
- (3) その他の研修会等で村長が商工業振興に有益と認めるもの

2 補助金の対象となる経費は、前項各号に掲げる研修会等の受講費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助金の対象となる経費に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一事業所において一年度につき5万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、喬木村商工業人材育成事業補助金交付申請書（様式第1号）により関係書類を添えて事前に村長に申請するものとする。

(補助金の交付決定等)

第6条 規則第4条の規定による決定及び規則第6条の規定による通知は、規則様式第2号によるものとする。

(変更又は中止の申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「決定者」という。）は、内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ喬木村商工業人材育成事業補助金交付変更申請書（様式第2号）を、村長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第12条の規定による実績報告は、規則様式第3号に次に掲げる書類を添付して、村長に提出するものとする。

(1) 受講費支払済みの証明ができる書類の写し（領収書の写し等）

(2) 受講修了証など受講したことが分かる書類等

（補助金の請求）

第9条 決定者は補助金を請求しようとするときは、規則様式第5号を村長に提出するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）様式省略

様式第2号（第7条関係）様式省略